



平成 25 年 4 月 23 日

各 位

会社名 富士機工株式会社
代表者名 代表取締役社長 久田 修義
(コード番号 7260 東証第一部)
問い合わせ先 総務人事部長 浦田 信二
TEL 053-575-2711

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 23 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。
なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令及び定款を遵守する企業として「基本理念」、「行動憲章」及び「行動指針」を定める。また、取締役会、本部長会議、その他重要な会議において健全な相互牽制が行われる仕組みの運用により適正な意思決定を行う。さらに、コンプライアンス委員会の設置により、法令遵守に向けた管理体制を全社で整備する。なお、当社行動憲章において、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とはいかなる取引も行わない旨を定め、研修等により周知徹底を図る。また、外部専門機関との連携により、速やかな対応が可能な体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令並びに関係規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は、関係部署に適切に保存及び管理させる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、予算制度・稟議制度等により、組織横断的な牽制に基づいた業務の執行を行い、重要案件については社内規程に基づいて取締役会・本部長会議等の役員会議体へ適時適切に付議する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、経営方針を基に、執行役員を指揮監督するとともに、機動的な意思決定を行う。さらに中期経営方針及び年度毎の会社計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。執行役員は、取締役の指揮監督に基づき機動的に業務を執行する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

富士機工グループ行動憲章を制定し、遵守すべき基本的事項を定め、国内外のグループ会社に展開、徹底する。また、重要事項については、事前協議及び関係会社事業報告会・グローバル会議等を通じて子会社等の経営・事業活動を適切に管理・監督し、子会社等の業務の適正性・適法性を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の要請によりその職務を補助すべき使用人を置く。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は、取締役の指揮命令に服さない専任者とし、その人事異動、人事評価、懲戒に当たっては、事前に常勤監査役の同意を得る。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、その担当にかかる業務執行について、適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は直ちに監査役に報告する。また、取締役及び使用人は監査役の求めに応じ、定期・随時に監査役に業務の報告をする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会、本部長会議及び経営状況に関する重要な会議には、監査役の出席機会を確保する。
- 2) 代表取締役と監査役との間で必要に応じ情報交換会を開催する機会を確保する。
- 3) 監査役と会計監査人、内部監査室との定期・随時の情報交換の機会を確保する。
- 4) 監査役による重要書類の閲覧機会を確保する。
- 5) 監査役は、必要に応じ外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に調査又は意見を求めることができる。

以上